

第5回八街市農業委員会総会

平成28年5月18日

八街市農業委員会

平成28年第5回農業委員会総会

平成28年5月18日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	川崎義之	主 査	宮内清志
副 主 幹	梅澤孝行	主 査 補	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第5号 農用地利用配分計画（案）の承認について
- 議案第6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認
について
- 議案第7号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

5. その他

○川崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

○三須会長

平成28年第5回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変忙しい中、全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は、総会前1時間より班長以上役員会を開きました。内容は、熊本の大地震の義援金について、それから、農業委員会法の改正による定数の変更、それから、農業推進委員の新設による定数等についての今後の進め方などを協議したので、総会后、局長から細かい説明があると思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で18件、農用地利用集積7件、農用地利用配分計画2件、合わせて総件数で27件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○川崎事務局長

会務報告をいたします。

4月22日金曜日、午後4時、八街地区指導農業士及び農業士会通常総会、保健センター大会議室において、三須会長に出席いただきました。

4月25日月曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、市内で鈴木部長、内藤委員、石井委員で行いました。

4月26日火曜日、午後1時、八街市廃プラスチック対策協議会、保健センター大会議室、同じく午後2時、八街市植物防疫協議会通常総会を保健センター大会議室です。午後3時、平成28年度第1回農家組合連合会会長会議を、中川副会長に半日のうちに3回の会議に出席いただきました。

5月6日金曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、市内で林部長、船木委員、保谷委員で行いました。

5月13日金曜日、午後1時半、部会現地調査、市内6カ所を三須会長、林部長、森委員、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員で行いました。

5月16日月曜日、午後1時半、部会面接調査を市役所第1会議室、この場で三須会長、林部長、森委員、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員で行いました。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選出についてでございますが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は、議席番号3番、岩品副部長、4番、池田委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち500.38平方メートル、権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第3号、6番に関連しております。

番号2、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち546.96平方メートル、権利者、義務者事由は1番と同様でございます。なお、本件は議案第3号、7番に関連しております。

番号3、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち497.03平方メートル、権利者・義務者事由につきましては1番と同様でございます。なお、本件は議案第3号、8番に関連しております。

番号4、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積7,344平方メートルのうち577.16平方メートル、権利者・義務者事由につきましては、1番と同様でございます。なお、本件は議案第3号、9番に関連しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○三須会長

議案第1号、1番については議案第3号、6番に、2番については議案第3号、7番に、3番については議案第3号、8番に、4番については議案第3号、9番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けてから採決いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字大関台地先、地目、畑、面積804平方メートルです。転用目的は貸駐車場用地です。転用事由は、申請地の近隣で電子機器の修理を始める会社から従業員駐車場を貸してほしいとの要望があったため、当該申請地を駐車場として貸し付けるものです。農地の区分は、用途地域に近接し、市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

○森副部長

それでは、議案第2号の農政部会第1班の調査報告をいたします。

平成28年5月16日午後1時30分より、市役所第1会議室において農政部会を実施いたしました。調査委員は私、森ほか三須会長、林農政部長、農政部第1班、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員、地区担当の鈴木農地部長です。事務局からは川崎局長、宮内主査、吉岡主事が出席しております。

それでは、調査報告を申し上げます。

所在は八街字谷上、地目は畑、申請地は2,107平方メートルのうちの0.55平方メートルほか1筆、計2筆の合計が3,169平方メートルのうち0.92平方メートルです。区分は一時転用です。転用目的は営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、申請者自ら耕作を継続しながら、あわせて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいとのことです。まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より東に約600メートルに位置し、申請者の敷地を経て進入路は確保されております。農地性としては、農地の広がりがある10ヘクタール以上の農地に所在する第1種農地に該当することを確認しました。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され、支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページ②の⑥として、例外的に認められると判断しました。作付及び出荷計画は、農作物はミョウガ、農協や市場への出荷を検討しております。とりあえず様子を見て、2年目より拡大するとのことです。発電設備の構造は、簡易的な支柱に架台を組み合わせ、高さ3メートル前後であり、間隔をあけることからトラクターの運行は可能であり、設備の下での農作業は支障なく、隣接農地への営農にも支障なく設置することです。外周フェンスは設置しません。資金計画は、借入金で賄う予定です。

確認事項といたしまして、一時転用期間が3年以内であること、容易に撤去できる構造であること、営農の縮小や生産物の著しく劣化がないこと、毎年の営農状況報告ができること、営農が適切でない場合は撤去指導を受けることについて、了承を得ております。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、農政部会第1班としては許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字立合松南地先、地目、畑、面積124平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積429平方メートルです。区分は売買です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在、アパートに居住する権利者が、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積2,195平方メートルのうち840.79平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は介護施設用地です。転用事由は、福祉活動を推進する権利者が当該申請地に介護施設を建築し、地域に貢献するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積2,817平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建て売り分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が住宅12棟の建築、販売をするものです。農地の区分は、用途地域に近接し、市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付すことが妥当と思われま。

番号4、番号5は、同一状況のため、あわせてご説明いたします。

番号4、番号5ともに、所在、大木字吉山地先、地目、畑、面積、4番が1,251平方メートル、5番が1,216平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといものです。農地の区分は、第二種中高層住居転用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号6から9も同一状況により、一括してご説明いたします。

番号6、番号7、番号8、番号9、いずれも所在、八街字中土手地先、地目、畑です。面積は、7,344平方メートルのうち6番が0.35平方メートル、7番が0.36平方メートル、8番が0.34平方メートル、9番が0.39平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電施設設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地

と判断されます。なお、本件は議案第1号、1番、2番、3番、4番にそれぞれ関連しております。

番号10、吉倉字椎出シ地先、地目、畑、面積4,450平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、現在、申請地の隣接地で鉄筋、鉄骨の加工業を営む権利者が、事業拡大に伴い置場が手狭となっているため、当該申請地を資材置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次の11番につきましては、本日、取り下げの届け出がありまして、受理したところですが、いまして、本議案につきましては、廃案をお願いいたします。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

議案第3号、1番を鈴木部長、お願いいたします。

○鈴木部長

議案第3号、1番、報告いたします。

立地基準ですけれども、朝陽小学校から北へ約1キロメートル行ったところの市道と市指定道路に囲まれた一角であります。農地の区分ですけれども、事務指針28ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性の有無ですけれども、代替性はありません。

一般基準ですけれども、住宅建設で、幾らか東側に斜めになっているところを盛土して、平坦地として住宅を建設するというので、盛土をするそうです。計画面積の妥当性ですけれども、500平方メートル以下で429平方メートルだから、妥当だと思います。資金力ですけれども、自己資金及び借入金。災害発生のおそれですけれども、周りをブロックフェンスで囲うということで、北側に隣接の農地がありますけれども、話をして、承諾を得たそうです。雑排水ですけれども、用水は井戸で、雑排水を蒸発散槽を設置し処理すると。雨水の浸透枡を設置して宅内処理、周りはブロックで工面するというので、古い宅造の造成地の跡で、この周りはもう何回もずれていて、この人もこれで2回目くらいかな。造成地の一番入り口の北側の角地で、周りは何軒か家が建っていますし、隣接農地が承諾してあるので、何ら問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

○三須会長

次に、2番についてを中川副会長、お願いいたします。

○中川副会長

それでは、議案第3号、番号2の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北東へ約1.3キロメートルに位置し、市道に面しております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い

農地ですので、事務指針の28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は介護施設用地ということであり、平家建の建築面積253.81平方メートルに対する申請面積は840.79平方メートルであり、面積妥当と思われる。資金につきましては、自己資金と借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、申請地は平たんなため、整地のみで建設する計画です。用水は市営水道、排水は合併浄化槽で、道路側溝へ放流、雨水は浸透枳を設け敷地内浸透です。隣接する農地は義務者の農地のみであり、外周に土留めブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。権利者は隣接でデイサービスを営んでおり、市内や近郊の人々に対して福祉増進の活動を行っていることから、必要性も認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、3番を長谷川委員にお願いいたします。

○長谷川委員

議案第3号、3番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1キロメートルに位置し、周辺は住宅地で、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地ですので、事務指針の27ページの⑤の㊸の(イ)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅12棟の用地ということです。申請面積は2,817平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水は浸透システム、汚水、雑排水は、合併浄化槽を通し、側溝に放流するとのことです。造成計画としては、周囲にブロックを積み、購入山砂で盛土工事を行い、道路はアスファルト舗装をして、側溝を敷設するそうです。また、工事中、通勤、通学の時間帯は資材の搬出入は行わないようにするとのことです。権利者は市内を中心に建売住宅事業を展開しており、申請地近隣は建売住宅の需要も多いとのことからも、事業の妥当性について認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何も問題ないと思いま

す。以上です。

○三須会長

次に、4番、5番を石井委員にお願いいたします。

○石井委員

それでは、議案第3号、4番、5番についてですが、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向へ約1.2キロメートル、国道4

09号線日向入口交差点より南東方向へ約400メートル、県道成東酒々井線より市指定道路を通り、進入路は確保されております。農地の区分としては、用途地域内にある農地でありますので、事務指針27ページ、④、⑥、(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準であります、計画面積であります、4番は太陽光発電施設用地ということで、1,251平方メートルであります。5番は1,216平方メートルでありますので、面積妥当だと思われま。資金であります、自己資金で賄うとのことあります。計画施設内容であります、雑草を除去した上で太陽光発電パネル設置用地として、埋め立ては行わないとのこと。パネルは288枚、これは、4番も5番も枚数は同じであります。設置パネル総面積は約502.51平方メートルであります。土地選定理由としては、義務者は申請地で農業を営んでおらず、今後農業を行う体力や経済的余裕もなく、譲渡したいためにとのことあります。用地は所有していないため、受取人は申請対象の土地以外に設置をしたいとのことあります。用水は使用せず、排水は自然浸透、汚水、雑排水は発生しないとのことあります。防災計画であります、災害等、火災等に注意し工事、管理を行うとのことあります。周辺農地の営農条件に、被害防除対策としては、雑草を除去し防草シートを敷き、周囲はフェンスを囲うとのことあります。隣接農地所有者、耕作者への説明等も行い、異議はないとのことありますので、事業実施の見込みは確認できます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、4番、5番の本案件は問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、6番、7番、8番、9番を保谷委員にお願いいたします。

○保谷委員

では、議案第3号、6番、7番、8番、9番に関連していますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向へ約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。事務指針25ページ②の④に該当するため、第1種農地と判断しましたが、事務指針29ページ②の⑥で、例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電施設ということですが、面積は、6番が0.35平方メートル、パネル200枚、杭74本、支柱1本、7番、0.63平方メートル、パネル216枚、杭78本、支柱1本、8番、0.34平方メートル、パネル200枚、杭72本、支柱1本、9番、0.39平方メートル、パネル232枚、杭84本、支柱1本であり、面積は妥当と思われま。資金の確保につきまして、自己資金と一部借入金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接に対する防除計画は、造成や埋め立てと

はせず、設置作業の効率化を目的としての整地のみ行う。用水はなし。雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はなし。隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝等を講じる。日照についても、太陽光パネルが2メートルの高さがあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光施設に空間があるため、問題はありません。隣接方面の草刈り管理で、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐということになっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないと思われまます。防災計画は、工事中は接道する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにするとのこととす。

なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのこととす。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われまます。

続きまして、関連しております議案第1号、1番、2番、3番、4番は、農地法第3条の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に関わる営農に支障なく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は第5条、一時転用に関連していることから、第5条、一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分同様の処分に合わせることを望ましいと思われまますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、10番を金子委員にお願いいたします。

○金子委員

議案第3号、10番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約6キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針28ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、資材置場ということで、資金調達については自己資金で賄うとのこととす。事業の拡大に伴い手狭になったための申請とす。造成計画とす。除草後伐採を行い、整地をします。埋め立て、切土はありません。仮囲いの高さは隣接土地所有者と協議するそうとす。土地選定理由は、当社所有地に隣接しているため、用水、汚水、雑排水は当社所有地内にあるため、予定はありません。雨水排水は地面浸透とす。防災計画とす。工事中は近隣土地所有者に迷惑をかけないようにいたします。施工後は、資材を高く積む行為や火気使用はいたしません。その他隣接地は、住宅及び資材置場として利用するため、隣接農地はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何も問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりまましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんとす

でしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については、都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、12番についてを議題といたします。

この案件は部会案件です。農政部会第1班が担当しましたので、班長の森副部長から報告をお願いいたします。

○森副部長

農地法第5条の規定による許可申請について、説明を申し上げます。

所在、八街市字立合松北、地目、畑、面積3,700平方メートル。転用事由、転用目的、現在、土木工事を営んでいるが、事業の拡張に伴い資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用したい。

引き続き、農政部会第1班の調査報告をいたします。

先ほどと同じく、平成28年5月16日、午後2時15分より市役所第1会議室において実施しました農政部会の結果を報告いたします。

所在は八街字立合松北、地目は畑、申請地は、面積は3,700平方メートルです。区分は売買です。転用目的は資材置場用地です。転用理由は、土木工事を営む権利者が事業の拡張に伴い資材置場が必要となったため、当該申請地を資材置場として利用するものです。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より北西へ約1.3キロメートルに位置し、県道富里酒々井線に接しております。農地性は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の28ページの⑤の(b)に該当する第2種農地と判断い

たしました。権利者の業種は建設土木業全般です。会社の創業は平成20年で、それまで個人事業として長期間行っていたことです。年商は約4億円だそうです。従業員は30名程度、保有する車両は、普通車、工事用車両、合わせて20台です。申請地を選んだ理由は、現在、資材置場は保有しておらず、本社のある四街道市と主な工事現場が八街市、富里市、成田市等であり、中間地点であること、インターチェンジが近いことなどから、利便性を考えてとのことです。次に、事業計画ですが、土地利用計画は、砕石や作業車両の置場です。また、一部、会社の関係で廃棄車両が集まることがあるため、一時的に仮置きもあります。これについては、本業とは関係なく、必要に応じて部品取りをした後、スクラップ処分するそうです。造成は、現況の形状を活かしたまま砕石でかさ上げし、県道側から奥に向かって低くなるよう傾斜をとる計画です。用水、排水はなく、雨水は、敷地内奥に遊水地を設置し、自然浸透といたします。外周には土留めを設置し、土砂等の流出を防止する計画です。資金計画は、自己資金と借入金にて賄う計画です。隣接地は資材置場と宅地であり、事業内容を説明し、了承を得ているそうです。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。権利者は今後申請地を中心に事業展開していくことから、必要性も認められます。

以上の調査結果から、本案件は何ら問題なく、農政第1班といたしましては、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○三須会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、6番の関連であります議案第1号、1番、同じく7番の関連である議案第1号、2番、同じく8番の関連である議案第1号、3番、同じく9番の関連であります議案第1号、4番についての担当委員の調査報告は許可相当です。いずれも第5条の一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせて会長専決として処理してよろしいか、ご意見がありましたら、今後の事務処理につきまして、会長専決することよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては、会長専決といたし

ます。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時05分

○三須会長

引き続き会議を開きます。

次に、議案第4号、農地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、ご説明いたします。議案書8ページをごらんください。

議案第4号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年5月11日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字夕日丘、地目、畑、面積1万765平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、再設定です。

番号2、所在、八街字南四番、地目、畑、面積1,983平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は4年7カ月、新規です。

番号3、所在、八街字笹引、地目、畑、面積4,954平方メートルのうち1,330平方メートルほか1筆、計2筆、面積合計3,666平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

番号4、所在、文違字石橋、地目、畑、面積3,014平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は5年、再設定です。

番号5、所在、吉倉字新田、地目、畑、面積1,824平方メートルほか1筆、合計3,652平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号6、所在、榎戸字大富、地目、畑、面積3,654平方メートルほか1筆、合計4,458平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

番号7、所在、榎戸字大富、地目、畑、面積943平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から7までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号については承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書10ページをごらんください。

議案第5号、農用地利用配分計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年5月11日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画原案の意見を求められております。

番号1、所在、榎戸字大富、地目、畑、面積3,654平方メートルほか1筆、合計面積4,458平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成38年5月24日まで、新規です。

番号2、所在、榎戸字大富、地目、畑、面積943平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成38年5月24日まで、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1及び2の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号については承認することで決定いたします。

次に、議案第6号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について及び議案第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認についてを、関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書11ページ、議案第6号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動

の点検・評価（案）の承認について及び議案第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、ご説明いたします。

なお、2件の案件は関連しておりますので、一括でご説明いたします。

農業委員会事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明化を図るため、総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないこととされてきたほか、農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公開してきたところです。総会終了後にご説明を行いますが、本年4月1日に施行された改正農業委員会法では、農業委員会の所掌事務、所掌事務というのは、法令によって農業委員会に定められた事務が見直され、農地等の利用の最適化の推進が必須事務となったことに合わせ、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが新たに法定化されました。また、情報の公開につきましては、毎年度の6月30日までに公表しなければならないこととなっております。本日、この議案第6号と議案第7号が承認されれば、ホームページの方に公表されることとなります。

それでは、お手元に配付してあります資料の別冊をごらんいただきたいと思います。

それでは、最初でございますが、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の1ページ、まず、大きな1でございます。

法令事務に関する点検の中の1については、総会等の開催及び議事録の作成について記載しております。

続きまして、2ページをお願いします。2の事務に関する点検の中では、（1）で農地法第3条に基づく許可事務、（2）では農地転用に関する事務について記載しております。

次の3ページについてでございますが、（3）は農業生産法人からの報告への対応について、（4）は情報の提供者等についてです。

なお、一番下の段の項目、農地基本台帳整備については、平成27年度に整備が完了し、現在、農地の権利移動、その他届け出により把握した状況をもとに随時点検補正を行っております。

次に、4ページの農用地利用集積計画の決定については、点検項目と実施状況の具体的な内容について、それぞれ記載いたしました。

次の5ページ（5）でございますが、地域の農業者等からの意見等の欄でございますが、3月の総会でご説明したとおり、今年の3月4日付の農林水産省経営局農地農政課長通知により、意見聴取の必要がなくなり、かわりに活動を通じて得られた意見を記載することとなっておりますが、昨年度は特にはございませんでした。

続きまして、6ページをお願いします。大きい2でございます。法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価になります。ここでは、市内の農地の現状と遊休農地に対する平成27年度の目標と実績、その達成に向けた活動などについて記載しております。

なお、3の2の目標の達成に向けた活動の中で、遊休農地への指導に関する事項については、

記載不要であるとの国から指示が来ておりますので、記載は省略してあります。

次に、7ページの大きな3でございます。促進事務に関する評価についてですが、認定農業者の現状と平成27年度における目標及び実績とその達成に向けた活動計画について掲載してありますが、(2)の平成27年度目標及び実績が5経営となっております、その下の実績が、カンマのMとなっておりますが、これはすみません、うちの方の手違いでございます、カンマのMではなくて11、経営が11経営に訂正をお願いしたいと思います。実績で11経営となりましたので、訂正のほどお願いしたいと思います。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。2の担い手への農地の利用集積についてですが、ここでは、利用集積の現状と平成27年度の目標及び実績とその達成に向けた活動などについて記載いたしました。

なお、(2)で平成26年度の目標及び実績となっておりますが、すみません、ここにきましても、平成26年度ではなくて平成27年度に訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、9ページ、3、違反転用への適正な対応でございますが、ここでは、違反転用の現状と違反転用に対する平成27年度の目標及び実績とその達成に向けた活動について記載いたしました。

引き続きまして、もう1冊の別冊になります。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてでございます。

この平成28年度の活動計画につきましては、今年度より様式が大きく変更されております。記載内容につきましては、ただいま説明いたしました平成27年度の活動実績などをもとに作成したもので、1ページから3ページまででございます。昨年度は4ページあったようでございますが、1ページほど減っております。内容は、大きな1の農業委員会の状況について、1、農家、農地等の状況については、主に昨年実施されました、これは企画課で実施したわけでございますが、農林業センサスに基づいて、また、2点目の農業委員会の体制についてそれぞれ記載してございます。今回につきましては、農林業センサスの数字を書くということになっておりますので、それが去年と大きく変わっているところでございます。

次の2ページ、大きな2の担い手への農地の利用集積、集約化の1点目、現状及び課題、目標及び活動計画に関する、及び、大きな3として、新たな農業計画を営もうとする者の参入促進の現状及び課題、目標及び活動計画について、それぞれ記載してございます。

次の、最後の3ページになります。大きな4の遊休農地に関する措置について、現状及び課題、目標及び活動計画を、また、大きな5の違反転用への適正な対応として、現状及び課題並びに活動計画を記載してあります。

なお、この活動計画につきましても、今年度の新様式から地域農業者等への意見聴取の定めがなくなりました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

○小川委員

ちょっと気になった点がございましたので、お尋ねいたします。

遊休農地ではなくて違反転用です。違反転用は私が農業委員になったばかりなのでよくわかりませんが、事務局が把握していても、一般の農業委員さんが、自分たちの会議を経て転用がなされているものが違反転用であったという事実の面積が多分ここに載ってきているのではないかと思うんですけども、それを知らないでは対策の打ちようがないし、改善の目標も立てられないと思うんですけども、その辺についての答弁をお願いします。

○梅澤副主幹

それでは、違反転用につきまして、ご答弁いたしたいと思います。

違反転用につきましては、皆さんに特に個々具体的に、こういうところが違反転用にあったというところのご説明は今のところしてございませんが、個々の委員さんから、今現在はこちら辺はどうなのかというところでお問い合わせがあったところにつきまして、うちの方で現状を調べまして、事務局からは是正を求める場合と、あと、直接委員さんの方からは是正を求めている場合がございます。ただ、今現在は、ご指摘のとおり、こことここが違反転用であってこういうふうになっていますよというところで、こういう席で特に皆さんにご報告はしておりませんが、今後こういう違反転用があった場合には、何らかのそういうような、あったというのを、こういう解決をしたというようなところを説明できるようなきがございましたら、必要に応じて総会等でご報告してまいりたいと思います。

○三須会長

ほかにございませんか。

○小川委員

これからも当然出てきますけども、認定農業者です。これは果たしてどれほど必要なものかというようなことで、政府の方は認定農業者でなければ困るんだよというような枠もある程度、今度の農業委員会の改正の中に取り込んでいるんでしょうけれども、市として全体的に、あるいは、農業委員会として、そういう方向の動機ですね。必要性、あるいは啓蒙とか、その辺についてはどういうふうに考えてこの先いくのか、お尋ねをしておきます。

個人的には、私は認定農業者というのは、まだまだ幾らか年齢が若くて、これから農業を前向きにやっていく人間が、経営の体質を変えるためにどうしても借り入れが必要なんだと。そういう場合に、じゃあ、認定農業者になればそれぞれの税制的な優遇政策がありますから、認定農業者になりなさいというような方向付けだとは思うんですけども、ほかに今現在、専業農家でやっていらっしゃる方も、個々個別に目標を立て努力をして現在営農活動を続けているのにもかかわらず、政府的には認定農業者というような枠を多かれ少なかれしているというのが現状ではないかと思うんですけども、その辺の考え方を皆さんがどういうふうに考えていらっしゃるのか、農業委員の皆さんとか会長とか、そういう考えがもしおありなら、様子を伺いたいです。

○三須会長

要するに、認定農業者というのは、やる気があるかないかを見ているんじゃないですか。やる気のある人は頑張りなさいよと、その手を差し伸べてくれるとか、そういう問題じゃないかなど。これは個人的な意見でございますけど。

認定農業者の問題は、これは農業委員会の問題ではなくて農政課の問題で、細かいことは農政課の方に検討してもらうしかないですけど。うちの方で検討してもらってもいいですけど、そういうことで、局長、農政課の方に聞いてみてください。

○川崎事務局長

今の認定農業者の件ですけども、実は私、今まで農業関係のお仕事をやっておりませんでした。自分の兄貴も認定農業者になっているということも、ここに来て初めて知ったわけです。そんなものですから、今後、認定農業者の、会長が今おっしゃったとおり、目標を持ってということなんですけども、そこら辺については、農政課の方とまた勉強しながら協議したいと思います。

○貫井委員

認定農業者の問題ですが、グリーンやちまたでエンジンの機械とかトマトの機械とかをやっていました。あのときに、最初の八街の認定農業者は20人ぐらいだったんですよ。それが参ったなと思って。何でかという、まず、人数をとということで、国からいただくということで、認定農業者にしよう。それで加えたらいいんですよ。それで、グリーンやちまたも、あの機械を入れるときに、認定農業者が少数の中で20人から増えていけば、それで、グリーンに加盟していますから、半分だけ認定農業者になったんですよ。それで、10年たってまた機械が古くなって、また組みかえ事業をするときに、もう半分を加えて、300人から600人の認定農業者になれば、八街市も頑張っていることだから金がおりということで、それで200何名でやったなら、グリーンやちまたも機械を入れるときに入れたという話。みんな、ただそれだけの目標で、誰も認定農業者になろうとか、そういうのは関係なく、ただ国から金をもらうときに認定農業者でなければだめだということで、農政課の指導で農協で書類を書いて、なったのです。

○三須会長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

ないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。

次に、議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第7号については承認することで決定いたします。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

その他で、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○川崎事務局長

では、来月の予定を申し上げます。

まず最初に、5月25日水曜日、午後1時半より転用事実確認、現地調査。中川副会長、岩品委員、金子委員にお願いいたします。

6月3日金曜日、午後1時半、転用事実確認現地調査。三須会長、貫井委員、長谷川委員にお願いいたします。

6月14日火曜日、午後1時半、部会現地調査。農地部会の第2班の委員の皆様をお願いいたします。

続きまして、6月15日の午後1時半より部会面接調査を、同じく農地部会の第2班の委員の皆様をお願いいたします。第1会議室となります。

6月17日金曜日は定例総会となります。全委員の皆様をお願いいたします。第1会議室で行います。

6月24日金曜日、午後1時30分より転用事実確認の現地調査を林部長、山本委員、宇都木委員にお願いいたします。

なお、総会開始時刻につきましては、総会開催通知を確認してくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○三須会長

ご苦労さまでした。

○川崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時30分)

議事録署名人

議 長

3 番

4 番